

# 指定給水装置事業者指定申請書記載方法

鳴門市で給水装置工事の施工を希望される方は、鳴門市水道事業給水条例第6条第1項規定により、鳴門市指定給水装置工事事業者（旧名称・公認業者）の指定を受けないと給水装置工事の施工が出来ませんので、別添書類（記載例）によって申請してください。

## 記

- |   |      |
|---|------|
| 1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（裏面注意）                 | 様式第1 |
| 2. 誓約書                                    | 様式第2 |
| 3. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書<br>（主任技術者免状のコピー持参） | 様式第3 |
| 4. 機械器具調書（写真添付）                           | 別表   |
| 5. 個人事業主は住民票コピー、会社は定款コピー                  |      |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（事業者で保管） 様式第10

指定給水装置工事事業者廃止他届出書（事業者で保管） 様式第11

尚、申請時において、鳴門市水道事業給水条例第29条第1項で指定手数料として1件につき10,000円が必要となります。

## 〈申請提出先〉

〒772-0001

鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜35-9

鳴門市企業局水道事業課 給水担当

TEL088-685-3330(代)

鳴門市企業局